

岡山市建設キャリアアップシステム（CCUS）活用試行工事

に関するQ & A

Q 1) 建設キャリアアップシステム（CCUS）とは何か。

A 1 建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）とは、技能者の就業履歴や保有資格などを業界統一のシステムに蓄積することにより、技能者の処遇改善や技能研鑽、現場作業の効率化を図ることを目指す仕組みのことです。なお、CCUS を活用する場合は、岡山市 CCUS 活用工事試行要領、CCUS 活用試行工事特記仕様書によるほか、「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル（一般財団法人建設業振興基金）」等を参照し、適正に実施してください。

Q 2) CCUS を活用するメリットはあるのか。

A 2 メリットは、大きく「技能者の処遇改善」と「現場管理の効率化」が挙げられます。技能者は自らの資格や就業履歴を証明することが可能となり、働く現場に関わらず、適正な評価と処遇が受けられるようになることが期待されます。また事業者は技能者の就業状況等を容易に把握でき、現場の入場管理等の効率化、書類作成や事務作業の簡素化を図ることができます。

Q 3) 試行対象工事を受注し、CCUS を希望しなかった場合にペナルティーはあるのか。

A 3 CCUS を希望しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Q 4) 工事成績評定を省略する工事（設計金額 400 万円以下の工事等）や草刈り等の業務委託について、CCUS の活用はできるのか。また、CCUS を活用した場合は工事成績評定を行うのか。

A 4 工事成績評定を省略する工事及び業務委託については、CCUS の活用はできますが、工事成績評定は行いません。

Q 5) CCUS 活用希望の有無を工事打合簿で提出するが、どのように記載すればよいのか。

A 5 「別添 1」のとおり、CCUS 活用を希望する場合は「本件工事において、CCUS を活用します。」、希望しない場合は「本件工事において、（・・理由・・）のため、活用しません。」と記載し、『報告』にチェックの上、監督員へ提出してください。

Q 6) 加点の基準に事業者登録は元請のみとなっているが、下請がある工事についても元請のみでよいのか。

A 6 元請の登録のみで加点対象となりますが、できるだけ下請建設業者にも CCUS の活用を促すよう努めてください。

Q 7) 工事の対象期間は、いつからいつまでか。

A 7 対象期間は、現場着手日（工事現場において作業（準備工事を除く。）に着手した日）

から現場完了日（当該現場における作業（後片付けを除く。）が完了した日）までの期間までのうち、休日等を除いたものです。ただし、現場着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者 ID（現場管理者）登録が完了していない場合の対象期間は、これらの登録が全て完了した日の翌日から現場完成日（後片付けを除く。）までのうち、休日等を除いたものとします。

Q 8) カードリーダー等を当該現場へ設置することとなっているが、大きな幹線道路に面した盗難の恐れがあるような現場や仮事務所がないような現場等においても、現場へ設置するのか。

A 8 カードリーダー等の設置場所について、盗難等のおそれがある場合は、監督員と協議の上、設置場所を決めてください。

Q 9) どのように CCUS を活用していることを確認するのか。

A 10 達成状況の確認方法は、「建設キャリアアップシステム活用工事対象期間日数及び実績表」（以下「実績表」という。）を使用し技能者の就業履歴の蓄積を確認する方法と、「平均就業履歴蓄積率」による確認のどちらか 1 方法の確認とします。

●「実績表」を使用する場合

毎月初めに、書類（就業履歴（月別カレンダー）、現場・契約情報及び建設キャリアアップシステム活用工事対象期間日数及び実績表（以下「実績表」という。））や設置状況写真を監督員へ提出し、活用されていることを確認します。

●「平均就業履歴蓄積率」による達成報告する場合

受発注者の協議により、2 か月に 1 回計測日を決定し、計測毎に達成状況を記載した資料や設置状況写真を監督員へ提出し、活用されていることを確認します。

Q 10) 技能者の就業履歴を蓄積する日数について、何日蓄積する必要があるのか。

A 10 「実績表」の場合は、対象期間の日数（ただし、休日を除く。）の 50%以上、「平均就業履歴蓄積率」の場合は、30%以上の蓄積で工事成績評価の加点対象となります。

別添 1

工 事 打 合 簿

発 議 者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	年 月 日
発 議 事 項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☒ 報告 ☐ その他 ()		
工 事 名			
(内 容) ----- CCUSの活用について ----- ----- (CCUSの活用を希望する場合) ----- ・ 本件工事について、CCUSを活用します。 ----- ----- (CCUSの活用を希望しない場合) ----- ・ 本件工事において、（・・・理由・・・）のため、CCUSを活用しません。 ----- ----- ----- 添付図 葉，その他添付図書			
処 理 ・ 回 答	処理・回答者	☐ 発注者 ☐ 受注者	処理・回答年月日 年 月 日
	上記について ☐ 承諾 ☐ 受理 します。 ☐ その他 ()		

総括監督員	主任監督員	工事監督員	現 場 代理人	主任(監理) 技術者